

ときわ園介護老人福祉施設利用料金表

令和7年4月1日現在

本館料金

I . 多床室利用料金

単位 円

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
基本サービス単位	589	659	732	802	871
サービス利用料金①	6,291	7,038	7,818	8,565	9,302
介護保険給付額②	5,661	6,334	7,036	7,709	8,372
利用料自己負担額①-②=③	629	704	782	857	930
日常生活継続支援加算(36単位)④			39		
夜勤職員配置加算(I)イ(22単位)⑤			23		
個別機能訓練加算(12単位)⑥			13		
精神科医定期的療養指導加算⑦			5		
看護体制加算(I・II)イ(19単位)⑧			20		
介護職員等処遇改善加算 I ⑨	合計単位の14%				
	101	112	123	133	144
食事に係る自己負担額⑩※					
被保険第1段階			300		
被保険第2段階			390		
被保険第3①段階			650		
被保険第3②段階			1,360		
被保険第4段階以上			1,700		
居住に係る自己負担額⑪※					
被保険第1段階			0		
被保険第2段階			430		
被保険第3段階			430		
被保険第4段階以上			915		
自己割合 1割	1月あたり自己負担額合計③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩				
被保険第1段階	33,763	36,319	38,986	41,543	44,063
被保険第2段階	49,363	51,919	54,586	57,143	59,663
被保険第3①段階	57,163	59,719	62,386	64,943	67,463
被保険第3②段階	78,463	81,019	83,686	86,243	88,763
被保険第4段階以上	103,363	105,919	108,586	111,143	113,663
自己割合 2割	1月あたり自己負担額合計(③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫)×2+⑬+⑭				
被保険第4段階以上	128,275	133,389	138,721	143,835	148,876
自己割合 3割	1月あたり自己負担額合計(③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫)×3+⑬+⑭				
被保険第4段階以上	153,188	160,858	168,857	176,528	184,088

共通料金

■ 以下は、本館・新館共通の料金表です。

○ご利用者が入院または外泊をされた場合には、最初の7日間においてお支払いいただく利用料金は、

下記のとおりです。(7日以上の入院・外泊の場合、6日分は介護サービス料金が発生します。)

※1日あたり246単位。入院または外泊日の初日及び最終日は除く。

項目・日数	1日	2日	3日	4日	5日	6日
1. サービス利用料金	2,627	5,254	7,881	10,509	13,136	15,763
2. 介護保険給付額	2,364	4,728	7,092	9,458	11,822	14,186
3. 自己負担額 1割	263	526	789	1,051	1,314	1,577
自己負担額 2割	526	1,052	1,578	2,102	2,628	3,154
自己負担額 3割	789	1,578	2,367	3,153	3,942	4,731

2 その他介護給付サービス加算

加算		単位	うち自己負担額 1割	うち自己負担額 2割	うち自己負担額 3割
初期加算		30	32 円/日	64 円/日	96 円/日
療養食加算		18	19 円/日	38 円/日	58 円/日
栄養マネジメント強化加算 ①		11	12 円/日	23 円/日	35 円/日
若年性認知症受入加算		120	128 円/日	256 円/日	384 円/日
認知症専門ケア加算(I) ②		3	3 円/日	6 円/日	10 円/日
認知症専門ケア加算(II) ③		4	4 円/日	9 円/日	13 円/日
(1)看取り 加算(I)	死亡日45日前～31日前	72	77 円/日	154 円/日	231 円/日
	死亡日30日前～4日前	144	154 円/日	308 円/日	461 円/日
	死亡日前日、前々日	680	726 円/日	1,452 円/日	2,179 円/日
	死亡日	1,280	1,367 円/日	2,734 円/日	4,101 円/日
(2)看取り 加算(II)	死亡日45日前～31日前	72	77 円/日	154 円/日	231 円/日
	死亡日30日前～4日前	144	154 円/日	308 円/日	461 円/日
	死亡日前日、前々日	680	726 円/日	1,452 円/日	2,179 円/日
	死亡日	1,280	1,367 円/日	2,734 円/日	4,101 円/日
配置医師緊急時対応加算	(1)早朝・夜間の場合	650	694 円/日	1,388 円/日	2,083 円/日
	(2)深夜の場合	1,300	1,388 円/日	2,777 円/日	4,165 円/日
精神科医定期的療養指導加算 ④		5	5 円/日	11 円/日	16 円/日
生活機能向上連携加算		100	107 円/月	214 円/月	320 円/月
ADL維持加算(I) ⑤		30	32 円/月	64 円/月	96 円/月
ADL維持加算(II) ⑥		60	64 円/月	128 円/月	192 円/月
個別機能訓練加算(II)		20	21 円/月	43 円/月	64 円/月
再入所時栄養連携加算		200	214 円/回	427 円/回	641 円/回
退所時情報提供加算		250	267 円/回	534 円/回	801 円/回
退所時栄養連携加算		70	75 円/回	150 円/回	224 円/回
排泄支援加算(I) ⑦		10	11 円/月	21 円/月	32 円/月
排泄支援加算(II) ⑧		15	16 円/月	32 円/月	48 円/月
排泄支援加算(III) ⑨		20	21 円/月	43 円/月	64 円/月
褥瘡マネジメント加算(I) ⑩		3	3 円/月	6 円/月	10 円/月
褥瘡マネジメント加算(II) ⑪		13	14 円/月	28 円/月	42 円/月
口腔衛生管理加算(I) ⑫		90	96 円/月	192 円/月	288 円/月
口腔衛生管理加算(II) ⑬		110	117 円/月	235 円/月	352 円/月
経口維持加算(I)		400	427 円/月	854 円/月	1,282 円/月
経口維持加算(II)		100	107 円/月	214 円/月	320 円/月
生産性向上推進体制加算(I) ⑭		100	107 円/月	214 円/月	320 円/月
生産性向上推進体制加算(II) ⑮		10	11 円/月	21 円/月	32 円/月
高齢者施設等感染対策向上加算(I) ⑯		10	11 円/月	21 円/月	32 円/月
高齢者施設等感染対策向上加算(II) ⑰		5	5 円/月	11 円/月	16 円/月
安全管理体制加算 ⑱		20	21 円/月	43 円/月	64 円/月
自立支援促進加算 ⑲		300	320 円/月	641 円/月	961 円/月
科学的介護推進体制(I) ⑳		40	43 円/月	85 円/月	128 円/月
科学的介護推進体制(II) ㉑		50	53 円/月	107 円/月	160 円/月

◎加算等内容説明

①	(体制を整えた上で) 管理栄養士が中心に、リスクの高い利用者に対して、各医療職含めた関係職が共同して栄養計画を作成し、様々な観点から食事の調整を行った場合 ＜体制＞管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50で除して得た数以上配置すること
②	(体制を整えた上で) 認知症ケアに対する専門性の高い職員を配置し、認知症高齢者に対して、専門的な認知症ケアを行っている等
③	(体制を整えた上で) 認知症ケアに対する専門性の高い職員を配置し、認知症高齢者に対して、専門的な認知症ケアを行っている等 (認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置) ＜算定要件＞①認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上②リーダー研修以上の者が20名以上の場合は1、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数を配置③認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施予定であること
④	＜算定要件＞①認知症（医師が認知症と診断）である利用者が全入所者の3分の1以上である。②・精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている。③利用者に対し療養指導を行った記録を残している
⑤	Barthel Indexを使用し、ADL値を測定し、報告します。測定した結果が、ADLの維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定 ＜評価方法＞ADLの値が平均1以上超えていた（改善した）場合
⑥	Barthel Indexを使用し、ADL値を測定し、報告します。測定した結果が、ADLの維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定 ＜評価方法＞ADLの値が平均2以上超えていた（改善した）場合
⑦	排泄に介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みの評価と評価に基づいた計画を作成し、支援している ＜具体的算定方法＞①6ヶ月に1回評価し、その評価を厚生労働省に提出。②排泄に介護を要する原因を分析、それに基づいた計画を作成し、実施する。③①の評価に基づき3カ月に1回支援計画を見なおす。
⑧	排泄に介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みの評価と評価に基づいた計画を作成し、支援している ＜具体的算定基準＞⑥を算定の上で・施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がない又はオムツ使用アリから使用なしに改善されている
⑨	排泄に介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みの評価と評価に基づいた計画を作成し、支援している ＜具体的算定基準＞⑥を算定の上で・施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がないかつ、オムツ使用アリから使用なしに改善されている
⑩	入所者ごとに褥瘡発生のリスクの評価と関係職種が共同して計画の作成を行い、褥瘡管理を実施している ＜具体的算定方法＞①3カ月に1回評価し、その情報を厚生労働省へ提出。②褥瘡計画に従い褥瘡管理を実施、定期的に記録③①の評価に基づき褥瘡ケア計画を見直している。
⑪	入所者ごとに褥瘡発生のリスクの評価と関係職種が共同して計画の作成を行い、褥瘡管理を実施している ＜具体的算定方法＞⑨を算定の上で褥瘡の発生がないこと
⑫	各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行った場合 ＜具体的算定方法＞①歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行う②口腔ケアについて介護職へ具体的な技術助言と指導③歯科医師からの指示、口腔ケアの内容を歯科衛生士が記録④介護職からの相談に応じる⑤適切な歯科医療サービスが提供されるように情報提供⑥実施記録の管理
⑬	各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行った場合 ＜具体的算定方法＞⑪に加え、口腔衛生等の管理の実施にあたって必要な情報の提供と活用
⑭	介護現場の生産性向上のため、介護ロボットやICTなどのテクノロジー導入後の活用を支援し、安全対策を講じた上で見守り機器などの導入を促進。業務改善のデータ提供を通じて効果を評価し、成果が確認された場合は複数テクノロジー導入と職員の役割分担を行う ＜具体的算定方法＞ (Ⅰ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果（※1）が確認されていること。 ○見守り機器等のテクノロジー（※2）を複数導入していること。 ○職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。 ○1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと
⑮	介護現場の生産性向上のため、介護ロボットやICTなどのテクノロジー導入後の活用を支援し、安全対策を講じた上で見守り機器などの導入を促進。業務改善のデータ提供を通じて効果を評価し、成果が確認された場合は複数テクノロジー導入と職員の役割分担を行う ＜具体的算定方法＞ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ○見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ○1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

◎加算等内容説明

	高齢者施設等については、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することが求められることから、以下を評価する
⑯	<p><具体的な算定方法> 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ○ 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
⑰	<p>高齢者施設等については、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行ふことや、他の入所者等への感染拡大を防止することが求められることから、以下を評価する</p> <p><具体的な算定方法> 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。</p>
⑯	<p>外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門の設置と、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている</p> <p><算定方法> 入所初日のみ</p>
⑯	<p>医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を行い、関係職員が共同して自立支援計画を作成し、支援している。</p> <p><算定方法> ①6ヶ月に1回見直しを行う②支援計画に沿ったケアの実施③3カ月に1回支援計画の見直し④当該情報をデータ提出とフィードバックの活用</p>
⑯	<p>利用者の健康状態等の基本情報を「LIFE」に登録し、「LIFE」からのフィードバックを元に介護サービスの向上をはかるが共同して自立支援計画を作成し、支援している。</p> <p><具体的な算定方法> 施設における入所者全員について、評価。施設サービスにある「評価日」、「前回評価日」、「障害高齢者の日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度」、「総論（ADL及び在宅復帰の有無等に限る。）」、「口腔・栄養」及び「認知症（必須項目に限る。）」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出。「総論（既往歴、服薬情報及び同居家族等に限る。）」及び「認知症（任意項目に限る。）」に係る情報についても、必要に応じて提出</p>
⑯	<p>利用者の健康状態等の基本情報を「LIFE」に登録し、「LIFE」からのフィードバックを元に介護サービスの向上をはかるが共同して自立支援計画を作成し、支援している。</p> <p><具体的な算定方法> 必須とされる情報に加え、「総論」に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。また、「服薬情報に限る。」及び「認知症」に係る情報についても、必要に応じて提出することが望ましい。</p>

3 介護保険給付対象外サービス

- ① 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)
食事に係る自己負担額⑩※に記載
- ② 居住に要する費用(光熱水費及び室料(建物設備等の減価償却等)
食事に係る自己負担⑪※に記載
- (※)入院・外泊時で居室を空けておく場合も、同額の居住費をお支払いください。但し、ショートステイ利用者が空床を利用される場合は、その間の居住費は頂きません。
- ③ 医療費および薬代について
医療費(嘱託医による週1回の回診、病院の外来受診、入院費、訪問歯科診療費)および薬代は別途かかります。(ときわ園の請求書に含められます。)
- (※)確定申告において医療費控除を受けたい方は、医療機関からの領収書の原本をお渡ししますのでどうぞお知らせください。(毎年12月頃にこの件に関する手紙を送付しています。)

④その他サービス利用料金

サービス名	利用料金		備 考
事務管理	1,000円／月		現金、通帳、印鑑、保険証等の預り管理等
紙請求書発行手数料	500円／月		紙の請求書の発行及び郵送に係る費用
特別な食事	実 費		イベント食等
食パン	60円／枚(ジャム付)		給食献立の主食を米飯に替えて食パンに変更する場合
セレクト飲料代	50円／日		カルピス・アクエリアス・ココア・紅茶等 経管栄養、胃瘻の方は除く
テレビレンタル	130円／日		電気代含む
電気製品の電気代	1製品につき30円／日		冷蔵庫を除く
持ち込み冷蔵庫の電気代	1台につき50円／日		
複写物料金	白黒	10	円／1枚 片面の場合の料金
	カラー	50	円／1枚 (両面は2枚分とカウントされます)
口座振替手数料	実費(金融機関によって異なる)		利用料振替の手数料
郵送物転送料	実 費		ときわ園に住所がある方で、転送を希望する場合
医療費・薬代	実 費		嘱託医による回診・病院受診 訪問歯科・処方薬・予防接種等
理・美容代	実 費		訪問理美容業者による場合
教養娯楽・各種のクラブ活動	実 費		材料費等
お花見・初詣・外食・小旅行等	各種参加料金		企画ごとの参加料金を前もって通知
個人使用の日用品	実 費		専用に使用する日用品
個人的な外出	個人の食事代等は実費		前もってお知らせいたします。
遠方の病院への外来受診送迎代	実 費		協力医療機関以外の遠方の医療機関への送迎費用
その他レクリエーション等	実 費		クリスマス会・パーティー等